

○中能登町水道施設損害費用算定基準要綱

平成27年1月30日

告示第8号

改正 平成30年12月21日告示第98号

(目的)

第1条 本要綱は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）以外の者が施工する工事又はその他の事由により、水道施設（以下「施設」という。）に損害を与えたときに、その復旧等に要した工事費等（以下「損害費用」という。）の算定基準を定めることを目的とする。

(損害費用の費用負担)

第2条 費用負担の内訳は、次に掲げるとおりとし、損害費用は、その合計額とする。

- (1) 施設の復旧費
- (2) 緊急事故処理費
- (3) その他費用

(損害費用の算出基準)

第3条 損害費用の請求額は、次のとおり定める。

- (1) 施設の復旧費

施設の復旧費は、復旧に対する材料費、労務費、路面復旧費及び諸経費等施工に要した全ての費用の精算額とする。

- (2) 緊急事故処理費

ア 職員出務費

事故の処理に関して出務した職員の一切の経費とする。

出務費労務単価は、中能登町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年中能登町条例45号）第18条から第21条で算出するものとする。

イ 損失水量

事故発生時から断水時まで流出した水量及び復旧工事完了後に洗管放水作業に要した水量を損失水量とし、口径別に別表第1のとおり定める。

料金は中能登町水道事業給水条例（平成17年3月1日条例第152号）第26条で定める臨時使用の基本料金及び臨時使用の水量単価を適用し、算出した金額と

する。

この場合において、算出した合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額に相当する額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

#### ウ 雑費

その他必要な雑費は、前号で規定する施設の復旧費に中能登町上水道施設移設補償費請求基準要綱（平成18年中能登町告示第43号）第3条第5号を適用し、算出した金額とする。

#### (3) その他費用

事故に伴い発生した第三者の損害賠償金及び訴訟等並びに業務委託費等の費用とする。

（損害原因認定措置）

第4条 現場の損害原因により、損害費用に別表第2に定める認定率を乗じる。また、別表第2にある「事前協議」をする者は、地下埋設物事前協議書（別記様式）を提出するものとする。

（損害費用の通知）

第5条 管理者は、前条により決定した損害費用を納付書により通知するものとする。

（納期）

第6条 損害費用の納期は、管理者が定めるものとする。

#### 附 則

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日告示第98号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

口径 mm	水量 m <sup>3</sup> /時間	料金 150円/m <sup>3</sup>
13・20	1	150

25・30	3	450
40	8	1,200
50	16	2,400
75	34	5,100
100	75	11,250
125	133	19,950
150	216	32,400
200	468	70,200
250以上	1,332	199,800

- 1 水量については、動水勾配100%として、口径50mmまではウエストーン公式図表、口径75mmからはヘーゼンウィリアムズ公式図表より算出。なお13・20mm、25・40mmについては平均水量とする。
- 2 一部損害による漏水の場合は、上記水量を半分とする。
- 3 洗管放水作業は排泥口・消火栓での洗管を標準とし、各口径の水量で算出する。

別表第2（第4条関係）

認定率

1 事前協議等、全くない場合	100%
2 立会いの上指示に従わなかった場合	100%
3 事前協議、立会い等があり、かつ、明らかに不可抗力と考えられる場合	0%
4 その他管理者が特別に認めた場合	管理者が認めた認定率

別記様式（第4条関係）

年 月 日

中能登町生活環境課長 殿

㊟

地下埋設物事前協議書

標記について、既設の上下水道管に近接する工事を下記のとおり施工するので協議します。

記

- 1. 工事場所
- 2. 予定工期
- 3. 工事名
- 4. 工事概要
- 5. 工事方法 (県道部・町道部) 、 (車道・歩道埋設)  
(縦断・横断) 、 (機械掘削・手掘・その他 ( ))
- 6. 工事担当者  
電話番号 ( ) - -
- 7. 添付図面 工事平面図、現況写真

-----  
上記の事前協議について、下記のとおり応諾する旨回答します。

年 月 日

上下水道埋設物		試掘	立会い	回答状況
上水道	有・無	要・不要	有・無 立会日： 月 日 時間： 時	回答済・後日回答
下水道	有・無	※土被り 60 cm以降は 人力掘削とすること。	※立会い日時を変更する場合は 事前に連絡すること。	

回答者職・氏名 \_\_\_\_\_